

重点課題

第1節 子育て支援施策を一層充実させる。

1 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税（国分）の充当先が、従来の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、少子化対策を含む社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることとなった。

この子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、少子化社会対策基本法第7条に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」）においても検討することとされ、政府法案を2012（平成24）年通常国会に提出した。その後、国会の審議過程で認定子ども園制度の改善など、修正等がなされ、同年8月10日、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、同月22日に公布された。

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、「保護者が子育てについての第一義的

責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、①認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定子ども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

新制度の2015（平成27）年4月からの施行開始に向け、これまで、新制度における施設・事業の各種基準の策定や、給付額の算定基準となる公定価格の単価提示等の取組を行ってきたところである。また、2015年度予算においては、消費税10%への引上げが2017（平成29）年4月に延期されたものの、所要の量的拡充のみならず、消費税10%への引上げにより確保する0.7兆円程度の財源の確保を前提に実施を予定していた「質の向上」に係る事項を全て実施するために必要な予算が計上されたところである。

加えて、2014（平成26）年度は、新制度への円滑な移行を図るため、市町村の行う保育緊急確保事業を支援した。この中で小規模保育支援等の待機児童解消加速化プランの推進や、放課後児童クラブの充実等の新制度における「地域子ども・子育て支援事業」の先行的な実施を図っている。

また、新制度の施行にあわせて、内閣府に

第2-1-1表 認定こども園数

(2015年4月1日現在)

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園数	2,836	1,931	524	328	53

資料：内閣府資料

「子ども・子育て本部」を設置し、認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付や小規模保育等への給付等の財政支援を内閣府に一本化することとしている。一方で、学校教育法体系及び児童福祉法体系との整合性を確保する観点から、文部科学省及び厚生労働省と引き続き密接な連携を図りながら事務を実施していくこととしている。

地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実

1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」を新制度施行にあわせて創設した(2014(平成26)年度は、保育緊急確保事業として実施)。

本事業は子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行う「利用者支援」及び子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行う「地域連携」の主に2つの機能があり、その両方を実施する「基本型」と、主に「利用者支援」のみを実施する「特定型」、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と

「地域連携」をともに実施する「母子保健型」の3つの類型を設け、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して支援を図っている。

2) 地域子育て支援拠点の設置促進

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、育児不安に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場の提供等を行う「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、子ども・子育てビジョン策定時点において約7,100か所であった地域子育て支援拠点(市町村単独分を含む)は、2013(平成25)年度において8,201か所で実施されている。

また、幼稚園が、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすため、例えば、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の親子登園の実施、保護者同士の交流の機会の提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、地域の子育てサークル等との交流などの子育て支援活動を実施する際に支援を行っている。このような子育て支援活動を実施している幼稚園の割合は、2011(平成23)年度現在、約87%になっている。

3) 一時預かり、幼稚園の預かり保育

(1) 一時預かり事業の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりサービスに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している(2014(平成26)年度実施か所数：8,803か

所)。

また、新制度の施行に伴い、2015（平成27）年度から、事業の普及を図るため事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算を含む）、②余裕活用型、③幼稚園型、④居宅訪問型に再編した。

(2) 幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008（平成20）年3月には幼稚園教育要領を改訂し、教育活動として適切な活動となるようその充実を図った。

2012（平成24）年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約81%になっている。

4) 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児保育等についても、引き続き推進を図っている。なお、新制度においては、延長保育、病児保育については、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。また、家庭的保育及び事業所内保育については、新たに市町村の認可事業（地域型保育事業）として地域型保育給付の対象となるとともに、夜間保育及び特定保育については、新たに施設型給付費により対応することとなった。

(1) 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所に対して必要な補助を行っている（2013（平成25）年度

実施か所数：18,150か所（うち公立5,489か所、民間12,661か所）。

(2) 夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている（2014（平成26）年度実施か所数：85か所）。

(3) 病児保育

保護者が就労している場合等において、子供が病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問し一時的に保育する等により、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする病児保育事業を実施している（2014（平成26）年度実施か所数：1,839か所）。

(4) 特定保育

保護者の就労形態の多様化（パート就労の増大等）に伴う子供の保育需要の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育として特定保育事業を実施してきたところ（2014（平成26）年度実施か所数：1,586か所）。子ども・子育て支援新制度においては、新たに施設型給付費（保育短時間認定）として必要な補助を行う。

(5) 事業所内保育

事業所内保育施設については、労働者のための保育施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主又は事業主団体に、その費用の一部を助成している（2013（平成25）年度助成件数：765件）。

(6) 家庭的保育

保育需要の増加に対応するため、保育所等と連携しながら、保育者の居宅等において少

人数の就学前児童を保育する（2013（平成25）年度実施児童数：4,465人）。また、複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」については、2015（平成27）年度から「小規模保育事業（C型）」として実施することとなった。

5) ファミリー・サポート・センターの普及促進

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2013（平成25）年度は738か所で実施されている。

また、2009（平成21）年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。2013年度は132か所で実施されている。

（2013年度末現在の会員数：援助を受けた会員466,287人、援助を行いたい会員123,173人、両方会員43,595人）

2 待機児童の解消

「待機児童解消加速化プラン」の推進

2014（平成26）年4月には、保育所の定員が233万5,724人（対前年比4万6,905人増）となり、就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）も35.9%（対前年比0.9ポイント増）となったところである。保育所待機児童数については、4年連続で減少し2万1,371人（対前年比1,370人減）となっている。また、改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、待機児童が50人以上おり、保育事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている特定市区町村は98となっており、対前年比3減（新たに特定市

区町村になったもの18、特定市区町村から外れたもの21）という状況となっている。

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消を図るため、これまで「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を推進してきたところである。さらに、待機児童解消のための取組を加速化させるため、2013（平成25）年4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2015（平成27）年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を全面的に支援してきたところであり、2013、2014年度の「緊急集中取組期間」において、約20万人分の保育の受け皿を確保できる見込みである。今後、2015年度から2017（平成29）年度までを「取組加速期間」として位置付け、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、さらに約20万人の保育の受け皿確保を図り待機児童の解消を目指すこととしている。

こうした取組を踏まえ、2014年度補正予算及び2015年度予算において、保育所等の整備や小規模保育の設置促進などの多様な支援パッケージを継続し、2015年度において約8.2万人分の保育の受け皿を確保するとともに、2015年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、受入児童数に対応した保育士の人材確保対策などの取組を推進していくこととしている。

（支援パッケージ～5本の柱～）

- ①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ②保育を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③小規模保育事業など運営費支援等
- ④認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤事業所内保育施設への支援

また、2015年度に本格施行した子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚

園、保育所を通じた共通の給付を創設するほか、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付を創設し、待機児童解消への取組をより一層強力に支援していくとともに、放課後児童クラブの充実、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳児家庭

全戸訪問事業等に関する補助を行う。

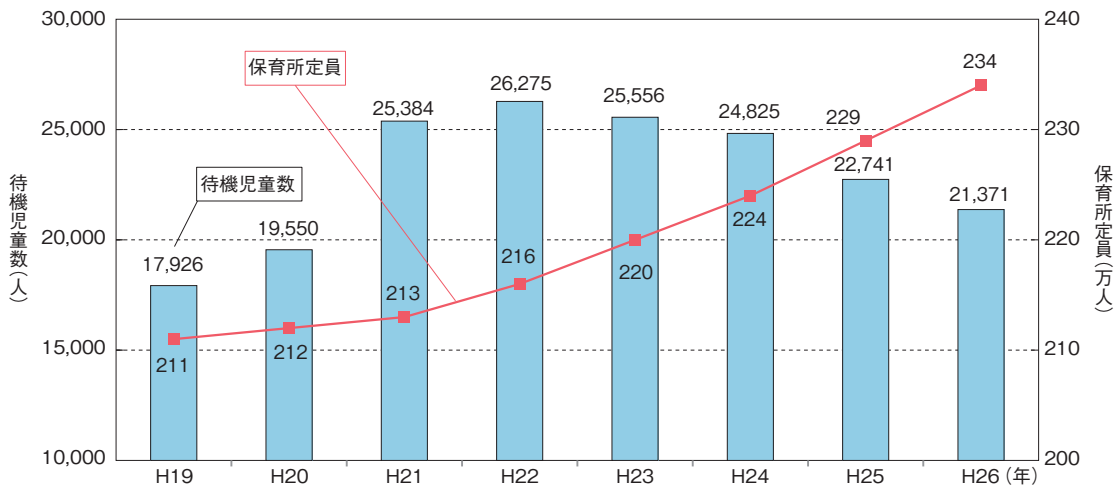
加えて、都市再生機構賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、保育所の設置に努めている。なお、2012（平成24）年度末現在で332件の実績がある。

第2-1-2図 保育所待機児童の現状

保育所待機児童の現状について

- 平成26年4月1日現在の待機児童数は2万1,371人（4年連続の減少）
- 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約84.5%（18,062人）
- 平成26年4月1日の定員は前年比46,905人増加、利用児童は前年比47,232人増加
- 待機児童がいる市区町村数は、338自治体（全体（1742自治体）の約19.4%）
待機児童が50人以上の市区町村は98自治体（97自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加）
待機児童が100人以上の市区町村は59自治体（58自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加）
- 都市部（※）の待機児童が全体の約78.4%（16,746人）
（※）首都圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、近畿圏（京都府・大阪府・兵庫県）の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計
- 「待機児童解消加速化プラン」により平成29年度末までに待機児童の解消を目指す

待機児童数と保育所定員の推移



資料：厚生労働省資料

第2-1-3表 保育計画を策定する市町村（待機児童数50人以上）

（平成26年4月1日現在）

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	東京都	世田谷区	1,109	225	60	東京都	狛江市	99	52
2	東京都	大田区	613	175	61	東京都	東村山市	97	16
3	宮城県	仙台市	570	37	62	東京都	立川市	95	7
4	東京都	板橋区	515	98	63	長崎県	長崎市	94	▲3
5	東京都	練馬区	487	▲91	64	神奈川県	相模原市	93	▲39
6	広島県	広島市	447	75	65	滋賀県	草津市	91	65
7	沖縄県	那覇市	439	0	66	北海道	旭川市	86	▲31
8	東京都	足立区	330	36	67	東京都	東久留米市	84	▲36
9	北海道	札幌市	323	▲75	68	熊本県	益城町	84	▲20
10	千葉県	船橋市	323	96	69	福岡県	粕屋町	80	22
11	熊本県	熊本市	319	139	70	熊本県	合志市	80	▲25
12	東京都	江東区	315	▲101	71	兵庫県	尼崎市	80	6
13	静岡県	浜松市	315	46	72	東京都	国分寺市	77	24
14	沖縄県	沖縄市	306	37	73	兵庫県	明石市	76	13
15	東京都	江戸川区	298	106	74	埼玉県	草加市	74	▲2
16	千葉県	市川市	297	▲39	75	千葉県	習志野市	72	25
17	東京都	調布市	288	39	76	鹿児島県	出水市	70	21
18	大阪府	東大阪市	284	54	77	沖縄県	与那原町	70	29
19	神奈川県	藤沢市	258	▲19	78	東京都	北区	69	▲56
20	東京都	小金井市	257	69	79	滋賀県	大津市	69	▲77
21	東京都	目黒区	247	115	80	千葉県	流山市	68	11
22	東京都	中野区	241	94	81	千葉県	浦安市	67	▲15
23	東京都	豊島区	240	▲30	82	東京都	昭島市	65	19
24	東京都	府中市	233	52	83	沖縄県	北谷町	62	▲8
25	東京都	八王子市	231	▲22	84	神奈川県	川崎市	62	▲376
26	大阪府	大阪市	224	▲63	85	沖縄県	石垣市	60	▲7
27	沖縄県	宜野湾市	211	18	86	沖縄県	豊見城市	60	▲64
28	沖縄県	浦添市	211	▲9	87	宮城県	富谷町	58	17
29	東京都	武蔵野市	208	27	88	宮城県	登米市	57	35
30	沖縄県	糸満市	205	104	89	滋賀県	近江八幡市	57	18
31	東京都	町田市	203	▲54	90	奈良県	生駒市	57	14
32	東京都	西東京市	193	9	91	山口県	山口市	57	24
33	東京都	日野市	188	33	92	千葉県	四街道市	56	20
34	東京都	三鷹市	179	19	93	神奈川県	鎌倉市	55	28
35	東京都	小平市	167	▲7	94	沖縄県	宮古島市	54	▲26
36	東京都	墨田区	157	▲24	95	岩手県	盛岡市	54	4
37	静岡県	静岡市	156	3	96	埼玉県	和光市	53	14
38	東京都	新宿区	152	▲24	97	鹿児島県	薩摩川内市	53	11
39	神奈川県	茅ヶ崎市	140	▲34	98	沖縄県	読谷村	53	46
40	東京都	中央区	135	▲58		50～99人	小計	2,748	▲244
41	大阪府	豊中市	132	57		50人以上	合計	17,010	833
42	東京都	品川区	128	66					
43	神奈川県	大和市	128	▲19					
44	熊本県	菊陽町	128	▲15					
45	埼玉県	さいたま市	128	11					
46	東京都	台東区	126	80					
47	兵庫県	神戸市	123	▲214					
48	東京都	渋谷区	120	47					
49	埼玉県	川口市	119	9					
50	埼玉県	川越市	119	7					
51	茨城県	水戸市	116	25					
52	東京都	杉並区	116	▲169					
53	東京都	多摩市	116	41					
54	奈良県	奈良市	115	20					
55	沖縄県	南城市	112	41					
56	東京都	葛飾区	111	73					
57	東京都	文京区	104	8					
58	大阪府	茨木市	104	▲22					
59	兵庫県	宝塚市	103	▲25					
	100人以上	小計	14,262	1,077					

資料：厚生労働省資料